

春日部市職員措置請求書(住民監査)

—(令和2年分)—

2021(令和3)年3月18日

春日部市監査委員 御中

請求人ら代理人弁護士 佐々木新一
同 柳重雄
同 中山福二
外(別紙代理人ら目録記載のとおり)

請求人らの表示
別紙当事者目録記載のとおり

第1 請求の趣旨

1 監査請求の対象

(1) 春日部市は、児童の健全育成と保護者の就労機会確保のため春日部市放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という)を設置してきたところ、2018(平成30)年12月14日ころ、株式会社トライグループ(以下(株)トライと言う)を同施設管理の指定管理者に指定し、2019(平成31)年4月1日以降は同児童クラブの施設(ABC3ブロック)の管理と同施設における放課後児童クラブの運営を(株)トライに委ねている。資料1

春日部市と(株)トライは、2019(H31)年2月15日、春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書を、2020年4月1日に令和2年度分年度協定書を締結した。資料2

(2) 春日部市は(株)トライとの間で、令和2年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の指定管理料をABC3ブロック合計で金4億3109万1249円(消費税非課税)と合意した。春日部市は(株)トライにこれを既に3期分について支払い済みであり、2021年3月31日までに第4回分の支払いを予定している。

資料 3

(3) (株)トライは、春日部市との上記基本協定、年度協定を履行するために次のとおりの常勤支援員を確保しなければならない。

『支援の単位ごとに、常勤支援員を2名、支援の単位が51名を超えたり、特別支援児童が通所する場合は別に加配されること』

資料 4

なお常勤支援員とは、春日部市においては事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者を言い、2020年度の(株)トライの就業規則によればその勤務時間は、学校授業日においては6時間15分、会議・研修日・短縮授業日等8時間、土曜日8時間と定めているのでそれに相当する時間を勤務する者を言うことになる。

資料 5

令和2年度に(株)トライが確保すべき常勤支援員は、2020(令和2)年7月を基準時とした場合、少なくとも91名であった。

資料 6

(4) 上記のとおり(株)トライは、「事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」とする要件を満たす常勤支援員を『支援の単位ごとに2名配置すべきこと』になっているので、令和2年度は年を通して原則として毎月91名以上の常勤支援員を確保配置していなければならなかったにもかかわらず、令和2年度中に確保していた常勤支援員は2020年7月の時点で請求人らの調査結果では67名であり、確保すべき常勤支援員91名と比べて毎月少なくとも24名が欠員となっていたと推定される。

資料 6

これは、春日部市と(株)トライとの間の合意に基づく必要な職員数が確保されなかったということであって、協定違反である。

2 求める措置

(1) 主位的請求

上記のとおり(株)トライは、「事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」とする要件を満たす常勤支援員を『支援の単位ごとに2名配置すべきこと』になっているのに、確保すべき常勤支援員91名と比べて毎月少なくとも24名が欠員となっていたが、これは春日部市と(株)トライとの間の合意に基づく必要な常勤支援員数が確

保されなかったということであって、(株)トライには協定違反がある。

その結果、春日部市が令和2年度放課後児童クラブの指定管理料として(株)トライに支払う金4億3109万1249円のうち、内金1552万円については、(株)トライが春日部市との契約に反し、適正な常勤支援員を確保して放課後児童クラブを管理運営しなかったことにより、(株)トライが不当に指定管理料の支払いを受けたことになる(計算過程は後述する)。

そこで春日部市長は(株)トライが不当に利得した同額について返還を求めなければならない。しかるに春日部市は返還請求権を行使しない。よって春日部市には市の財産を適正に管理しない「財務会計行為を怠る事実」がある。

よって請求人は、主位的に、監査委員が、春日部市長に対し上記金1552万円について(株)トライに対して不当利得金として返還請求を行うことの勧告を求める。

(2) 予備的請求

① 2020年4月1日付確認の効力

ア 春日部市と(株)トライは、昨年2020年4月1日に「『春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書』第40条の協議について」と題する確認を行った。(以下本件確認という)。

資料8

同年4月1日付の確認書では、協議結果として

「3 支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること、及び開室時間中は、支援員を含め、必ず複数の職員が勤務していることを、厳守する。」

としながら、他方で

「1 基本協定書における「指定管理者の業務に関する仕様書」で定める常勤支援員とは、放課後児童支援員であり、学校の授業の日(放課後)において、1日3時間30分以上、勤務しているものをいう。」

とされている。

既述のとおり春日部市と(株)トライは、その本来の協定内容においては、常勤支援員を「事業者が定めた勤務時間のすべてを勤

務している職員を言う」と合意していたはずであり、その場合の事業主が定める勤務時間とは、(株)トライの就業規則によれば学校授業日においては6時間15分、会議・研修・短縮授業日等8時間、土曜日8時間と定めているからそれに相当する時間を勤務する者を言うことになる。

ところが本件確認の内容は、本来の常勤支援員の定義、意味内容において、春日部市と(株)トライとのそもそもの基本協定書の約束に反し、放課後児童クラブの運営に関する春日部市の基準を引下げ、これまでの取組実績をも無視するものであり、かつその基準を切り下げてもやむを得ないとする相当な合理性もないので違法不当であって合意として無効である。

またこれによって春日部市は、放課後児童クラブ事業に指定管理者制度を導入する際に、その内容を引き下げないとする約束を破ったものでその点でも許されない。

イ 上記のとおり、請求人は春日部市と(株)トライとの本件確認が違法不当で無効であると主張するが、本件確認が春日部市と(株)トライとの新たな合意と見るべきであるところから、仮に本件確認が私的な合意としては違法無効とまでは言えない場合には(最判昭和62年5月9日参照)、春日部市は本来(株)トライに求めるべき精算請求権、すなわち(株)トライが、本来履行すべき常勤支援員の確保を十分に履行しない結果、それに相当する者を確保しないで済んだという不当利得が発生するにもかかわらず、本件確認のためその不当利得返還請求権が行使できないこととなる。

そのため、春日部市には不当利得返還請求権を行使した場合に回収できた場合に相当する損害が発生したということになる。それは本件確認を行った結果であるから、すなわち本件確認を行った春日部市長には故意または過失に基づく責任がある。

② 春日部市長に対する損害賠償の請求勧告(予備的)

そこで予備的に、春日部市長は、不当利得返還請求権を行使した場合に返還を求めることができる金額と同額の損害賠償義務があると言わなければならない。

以上のとおりであるから監査委員は、春日部市長に対し、(株)トラ

イが応じるべき不当利得返還債務と同等の損害賠償を求めるとの勧告を行うことを求める。

第2 請求の事情

1 監査請求の対象行為

(1) 春日部市と(株)トライとの間の、放課後児童クラブをめぐる指定管理に関する関係は冒頭標記のとおりである。

(株)トライは放課後児童クラブの施設を管理し、同クラブを運営するに当たり以下の業務を行うこととされている。

- ① 施設を利用する児童に対する「家庭生活及び社会生活に必要な生活習慣の育成」
- ② 放課後児童クラブに入室した児童の保育に関する業務
- ③ 放課後児童クラブの施設の維持管理に関する業務
- ④ 上記のほか、条例の目的を達成するために必要な業務

なお条例の目的としては、「放課後等に保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図ること」と明示されている。

(株)トライは、上記目的を達成するため次のとおりの職員を確保しなければならない。

「支援の単位ごとに常勤支援員を2名、支援の単位が51名を超えたり、特別支援児童が通所する場合は別に加配されること」。

令和2年度に(株)トライが確保すべき常勤支援員は、2020年7月を基準時とした場合、少なくとも91名であった。

2 対象行為の違法と(株)トライの不当利得額

(1) 上記のとおり(株)トライは児童クラブを管理運営するために、「事業者が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」とする要件を満たす常勤支援員を支援の単位ごとに2名配置すべきことになっているので、令和2年度は原則として毎月91名以上の常勤支援員を確保配置していなければならなかったところ、(株)トライが令和2年度中に確保していた常勤支援員は請求人らの調査結果では2020年7月段階で67名であり、確保すべき常勤支援員91名と比べて24名が欠員

となっていた。令和2年度中毎月24名前後の欠員が存在していることが推定される。

これは、春日部市と(株)トライとの間の合意内容を定めた基本協定書の必要な職員数が確保されなかったということであって、協定書違反である。

そこで令和2年度において(株)トライが不当利得したと見なされるべき金額は金1552万2000円となる。

(2) その算出根拠は次のとおりである。

I 常勤支援員 非常勤支援員の月額単価を算出する

1 2019年の総事業費は431,091,249円である。 A

2 総事業費中人件費の占める割合は92%と説明されているが試算上控えめにとらえて90%と見なす。

3 人件費中常勤職員人件費の占める割合を80%、非常勤職員人件費の占める割合を20%と見なす。

・2017年度分の社協の実績でみると、常勤職員費用は249,448,729円、非常勤職員費用は66,128,420円であった。人件費総額315,577,149円中、常勤人件費249,448,729円の占める割合は79%となるので、計算の便宜上、常勤人件費割合80%、非常勤人件費20%と見なす。

4 (株)トライの常勤職員人件費の月額単価を27万円、非常勤職員人件費の月額単価を10万8000円とみなす。

・(株)トライの当初事業提案(2018年10月)は、常勤支援員93名、非常勤支援員58名としていた。

・とすると常勤職員月額単価は次の計算式で求めることができる。

$$(A \times 90\% \times 80\%) \div 1116 \text{名} (93 \text{名} \times 12 \text{か月}) = 26 \text{万} 9244 \text{円}$$
$$300,476,955 \text{円} \div 1116 \text{名} \doteq 27 \text{万円}$$

・また、非常勤支援員月額単価は次の計算式で求めることができる。

$$(A \times 90\% \times 20\%) \div 696 \text{名} (58 \text{名} \times 12 \text{か月}) = 10 \text{万} 7929 \text{円}$$
$$75,119,242 \text{円} \div 696 \text{名} \doteq 10 \text{万} 8000 \text{円}$$

II 2019年度中の常勤支援員についての毎月の欠員は30名

$$91 \text{名} - 67 \text{名} = 24 \text{名}$$

毎月の欠員 常勤支援員 24名

年間を通じた欠員の総数 24名 × 12か月 = 288名

Ⅲ 常勤職員欠員によって(株)トライの得た不当利得額

$$288名 \times 27万円 = 7776万円$$

Ⅳ 一方で(株)トライは常勤支援員欠員分を非常勤職員で補充してきた事実がある。その補充額は不当利得額から控除しなければならない。

そこで欠員分を常勤支援員1名につき、2名の非常勤支援員で手当てしたと仮定すると、10万8000円×2名=21万6000円が必要である。そこで常勤支援員1名の欠員につき21万6000円を控除する。

$$27万円 - 21万6000円 = 5万4000円$$

Ⅴ 不当利得額

$$288名 \times 5万4000円 = 1552万2000円$$

上記のとおりであるから、令和2年度分の(株)トライの不当利得額は1552万円と試算することができる。

3 「本件確認」の違法性

(1) 春日部市と(株)トライの間は、基本協定書で合意した後の20

20年4月1日に、常勤支援員の解釈をめぐって確認書を結んだ。すなわち春日部市と(株)トライ間には、「『春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書』第40条の協議について」と題する確認がなされた(以下本件確認という。)

資料8

同確認書には、

「1 基本協定書における「指定管理者の業務に関する仕様書」で定める常勤支援員とは、放課後児童児童支援員であり、学校の授業の日(放課後)において、1日3時間30分以上、勤務しているものをいう。」

とされている。

(2) 上記確認内容は、本来の常勤支援員の定義、意味内容において、春日部市と(株)トライとのそもそもの基本協定書の約束に反し、放課後児童クラブの運営に関する春日部市の基準を引下げ、これまでの取組実績を無視するものであり、かつその基準を切り下げてもやむを得ないとする相当な合理性もないので違法不当であって合意として無効である。またこれによって春日部市は、放課後児童クラブ事業に指

定管理者制度を導入する際に、その内容を引き下げないとする約束を破ったものでその点でも許されない。

4 指定管理者の常勤支援員確保義務

(1) (株)トライは放課後児童クラブの運営を春日部市から指定されるにあたり、その運営管理に当たる職員の確保について春日部市との間で次の通り合意した。

・放課後児童支援員

放課後児童支援員(以下、支援員)として、春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に定める職員を、各放課後児童クラブへ複数配置すること。

放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について

① 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること(そのうち1人を責任者とする)。

なお、支援の単位が51人から70人の場合は、入室児童数概ね25人につき支援員1人というこれまでの考え方を勘案し、常勤支援員1人以上を加配すること。また、常勤支援員のほか、クラブの運営に支障をきたすことのないように、春日部市放課後児童クラブ条例第4条に定める、「その他必要な職員」を配置すること。

② 特別支援児童の入室クラブについては、原則、支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること。

③ 職員の出勤状況が分かるようにシフト表及び勤務管理表等を備えること。また、開室中は前記の支援員を含め、必ず複数の職員が勤務していること。

(2) 上記には常勤支援員そのものの定義がないが、公知の解釈であり、かつ以下の事情から春日部市と(株)トライの間では共通の認識となっていたことは明らかである。

① 春日部市の職員の取り扱い先例として常勤職員については「事業主の定めた勤務時間の全てを勤務する者」と扱われている。

・後述する5/26監査中春日部市の提出資料3に春日部市の人事課の見解が記載されている。

② 埼玉県ガイドラインでは、次のとおりとなっている。

「② 常勤職員の配置

支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める。

※ 常勤とは事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者」

埼玉県放課後児童クラブガイドライン p 2

さらに、埼玉県が公表している「放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果」（埼玉県福祉部少子政策課作成）には『※「常勤職員」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者を言う。また、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者は、上記にかかわらず「常勤職員」とする。』とある。

③ 厚生労働省は毎年各都道府県、指定都市などに『「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の参酌化に伴う条例改正等状況調査」』を行っているが、その調査依頼書の別添説明書でも「（注3） 「常勤職員」都は、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者を言う。また、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者は、上記にかかわらず「常勤職員」とすること。」

と明記されており、その調査に基づき全国調査の結果が集計され報告されている。

④ 上記解釈は、国や埼玉県のガイドラインなどから導かれるだけではなく、従前の児童クラブ職員の配置の考え方及び指定管理者募集の際の質問及び回答（No. 48・49・82・83）などからも明らかである。

資料7

（3）（株）トライ自身も、常勤職員の定義については当然に承知している。現にその内部文書でも上記常勤の定義に合致するように職員の確保を図っていた事情が認められる。

① （株）トライは2018年12月18日・19日にそれまで社協に在籍していた放課後児童クラブ支援員を対象に、社協と共催で「放課後児童クラブ職員説明会」を開催した。その際に（株）トライは自らの作成の「春日部市:放課後児童クラブに関するご説明」と題す

る文書を配布した。その文書のシフト中にある支援員A・Bの月間勤務時間は164時間を想定しており、その支援員A・Bを前提として、(株)トライの春日部市の対する支援員確保の提案の93名が導き出せることになる。

- ② さらに給与制度の説明からも支援員A・Bが「常勤」と位置づけられていたことが推定される。
- ③ また就業規則上も支援員A・Bと支援員C・Dとは異なる就業規則を適用すると説明されていたことから推定される。

詳細は林敏夫作成の添付文書『「常勤」定義の変更に関する整理』（資料9）参照

- (4) 放課後児童クラブ事業は、利用する児童の日常を把握し、それぞれの児童の現状に合わせた成長発達援助が求められているから、支援員の能力、経験等の質と、児童との生活時間が確保されることなどの支援員の数の確保が求められているところ、春日部市は支援員について「支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること(そのうち1人を責任者とする事)。」としてその確保を求め、その確保がなされることを前提に指定管理料が設定されている。

また指定管理料の設定は、上記職員配置を含めた春日部市の運営要領を前提に(株)トライによって提案され、春日部市との協議を経て、合意されている。

常勤支援員の人数の確保は、(株)トライが指定管理者として、春日部市と合意した基本協定、年度協定の内容となるものであり、その確保が年度を通じてなされなかった事実は、欠員となった常勤支援員の人数に相当する指定管理料の不当利得となる。

- (5) (株)トライにおいて常勤支援員の確保が出来なかった事実については、2019年度途中において保護者や勤務職員からも指摘され、春日部市もその是正を求めたが結局是正がなされなかった。そして2020年度においても是正されない。

5 5/26 監査請求について

(1) 本監査請求に先立ち令和2年5月26日付で貴監査委員に対し、平成31(令和元)年度の(株)トライの児童クラブ事業の運営に関し常勤支援員の人数が基準通りに確保されなかった点を捉えて、請求人土井幹夫外から措置請求がなされた(以下5/26監査請求という)。請求人は次の5点について勧告を求めた。

ア 欠員である常勤支援員について確保すること。

イ 履行されるまで欠員分に相当する委託料の支払いを保留すること。

ウ 指導にもかかわらず実行されない場合、指定管理を取り消すこと。

エ その際は児童クラブ事業の運営について春日部市が責任を持つこと。

オ この間の春日部市こども未来部長の答弁を適正なものに訂正すること。

(2) しかしながら5/26監査請求は、令和2年7月22日に請求が棄却された(7/22決定という)。資料10

本件監査請求と関連するのであらかじめその違法性・不当性を指摘しておく。

① 7/22決定は春日部市児童クラブの配置基準について次の通りと言う。

『① 配置基準

市が求める令和元年度常勤支援員の配置数は、協定書・仕様書の配置基準に伴うと、ABCブロック合計で93人となる。指定管理料のうち常勤支援員の人件費の積算及びトライの事業計画もこの93人に基づいている。』 p 8

『(上記配置基準に照らし)令和元年度は延べ57人の不足があったと認められる。一方、補助員を含めた配置で考えた場合は、基準条例の配置基準を満たしているものと認められる。』

この決定の結論は、常勤支援員の定義において誤っているので、(株)トライの対処の不当性を見過ごす結果となった。

② また7/22決定は、『(2) 本件指定管理料の支払いは違法又は不当であるか、また、本件指定管理料の支払いによって市に損害が生じているか』と問題を立て『指定管理料の支出は法令に則り適

正に行われているので、違法性は認められない。』『指定管理料は清算することなく年度協定書のとおり満額が支出されている。しかしながら、次のことから当該支出は不当とまではいえず、また、市に財産的損害が生じているとは認められない』とした。

そして請求人らの請求を「理由がないもの」と判断して斥けたのである。 同監査決定書 p 14

6 常勤支援員の定義

(1) 7/22決定は、常勤支援員の定義及び位置づけにおいて極めて不当である。

7/22決定は常勤支援員について次のとおりと言う。

『そうすると基本条例の規定内容を踏まえ、「常勤支援員」を文理解釈すると、有資格者であり、非常勤でなく、また、掛け持ちで当たるものではない者を表しているということ是可以するが、それ以上の意味を加えて、例えば勤務日数や勤務時間によって判断することは出来ない。』 p13

しかしながら確かに基本協定書などには常勤支援員についての定義はないが、そもそも常勤・非常勤の違いは一般的に勤務時間の長短のみであるとされており、その点で『(常勤・非常勤職員の区分を)勤務日数や勤務時間によって判断することは出来ない』とするのは明らかに誤りである。「常勤」は言葉の意味からいってフルタイム労働を指し、「通常勤務を要する時間の全部もしくは大半を勤務する者を言う」ことはむしろ文理解釈上導かれることは明らかである。そこから、常勤支援員とは「勤務時間において職場の指定勤務時間のすべて若しくはほとんどすべてを勤務する者」を指し、その点で非常勤職員と区別されることは7/22決定とは逆に文理解釈上当然と言わなければならない。

(2) 上記は公務員の身分関係の解釈実例においても明らかである。すなわち解釈実例では、非常勤職員との区別から『①常時勤務に服することを要する地方公務員に定められている勤務時間以上、②勤務した日が18日以上ある月が③引き続いて12月を超えるに至った者で、④その超えるに至った日以降引き続き当該勤務時間により勤務するこ

とを要する四つの要件に該当する者が「常時勤務に服することを要する地方公務員」とされる。』ことから、非常勤職員と区別される。

地方公共団体の臨時・非常勤職員などの身分取り扱い・学陽書房 p74

資料 1 1

(3) 7/22 決定は、厚労省の基準や春日部市の条例が、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」としているのに対し、春日部市の仕様書が「支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること(そのうち1人を責任者とする事)」とある点をあえて無視している。すなわち春日部市の仕様書は、職員の配置について、厚労省や春日部市の自身の条例より、保育の質の充実の方向に強化している。この点は7/22 監査結果も認める。

春日部市の仕様書が「支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること(そのうち1人を責任者とする事)」と明記して、保育の質の充実の方向に強化しているという意味は、その勤務時間を安定して確保するということであり、「勤務時間において職場の指定勤務時間のすべて若しくはほとんどすべてを勤務する者」を指すことは明らかである。

(4) さらにまた、埼玉県ガイドラインは『※「常勤職員」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者を言う。また、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者は、上記にかかわらず「常勤職員」とする。』とあるので、その定義について議論の余地はない。後段は埼玉県が行う毎年の調査票に明記されている。

(5) 春日部市には長い間放課後児童クラブを運営してきた実績があり、(株)トライを指定管理者と指定する前に指定管理者であった社協との間では常勤支援員の常勤性の定義について、『「常勤職員」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者を言う。』としてきた事実については争いがなく、かつこの点も7/22 決定は認めている。

そして春日部市はかつて社協に対し、春日部市の基準を満たす支援員を確保できなかったことを理由として社協に対し委託料の清算を求

めた事実もある。

資料 1 2

(6) さらに、指定管理者募集の内容について等に関する質問及び回答においても、明確であったと言わなければならない。

- ① 例えば質問 12 では、質問『常勤とは週 3 8 時間 4 5 分以上の勤務する人という認識で間違いないでしょうか』とするのに対し、答えは「相違ありません」とある。
- ② 常勤支援員を非常勤職員で代替えさせられるかとする質問 49 では、『常勤支援員の勤務実態について、その日に勤務の全時間帯(常勤支援員がいる状態)に支援員を配置か、一日の中で支援員が勤務している状態かをご教示ください(現在の勤務実態を含め)。』とするのに対し、答えは「開室時間内は必ず必要な数の常勤支援員を配置してください。一日の中で、数時間でも支援員が勤務していればよいということではありません。」とある。
- ③ 質問 78 では、質問内容が『1 学校の授業日の月曜日から金曜日までは、学校の放課後から午後 7 時まで』との記載がありますが、放課後児童クラブの開室時間に関する条件はありますか。また関連して、就業時間についての規程はありますか」とあるのに対し、回答は『学校授業日の開室時間については、放課後(概ね午後 2 時 3 0 分以降)に保育ができるように準備してください。また、就業時間については、運営管理責任者と放課後児童支援員の両方とも、1 週間あたりの所定労働時間が 3 8 時間 4 5 分以上となることを想定しております。』とある。
- ④ 質問 82 においては、『「1 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員 2 名以上配置すること」とあります。2 名のうち 1 名が家庭の事情等により退職してしまい、応募をかけても常勤支援員が集まらないなどの場合にはうち 1 名を常勤支援員以外で配置することは可能でしょうか。』とするのに対し、「「支援の単位ごとに支援員を 2 名上の配置を原則とする」という省令や条例の趣旨を踏まえ、常勤支援員を 2 名上配置することを前提としており、常勤支援員 1 名(+常勤支援員以外 1 名)の運用は予定していません。」とある。

6 結論

そこで請求人らは冒頭「求める措置」記載のとおり

(1) 主位的請求として

春日部市が令和2年度放課後児童クラブの指定管理料として(株)トライに支払う金4億4310万1249円のうち、内金1552万円については、(株)トライが春日部市との契約に反し、適正に常勤支援員を確保して放課後児童クラブを管理運営しなかったことにより、(株)トライが不当に指定管理料の支払いを受けたことになるから、そこで春日部市長に対し、(株)トライが不当に利得した同額について返還を求めなければならないのに、春日部市長が返還請求権を行使しないので、春日部市長には春日部市の財産を適正に管理しない「財務会計行為を怠る事実」があるから、監査委員が、春日部市長に対し上記金1552万円について(株)トライに対して返還請求を行うことの勧告を求めること。 地方自治法第240条

(2) 予備的請求として

春日部市と(株)トライの間は、昨年2020年4月1日に「『春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書』第40条の協議について」と題する確認を行ったが、この確認内容は、春日部市と(株)トライとの放課後児童クラブ委託協定に反し無効である。

しかしながら仮に、本件確認が合意の私法上の効力としては無効とまでは言えない場合には、春日部市は本来(株)トライに求めるべき清算請求権、すなわち(株)トライが、本来履行すべき常勤支援員の確保を十分に履行しない結果、それに相当する職員を確保しないで済んだという不当利得が発生するが、その不当利得返還請求権が行使できないこととなる。

そのため、春日部市は不当利得返還請求権を行使した場合に回収できた損害金に相当する損害が発生したということになるが、それは本件確認を行った結果であるから、すなわち本件確認を行った春日部市長には故意または過失の責任がある。そこで春日部市長には、不当利得返還請求権を行使した場合に返還を求めることができる金額と同額の損害賠償義務があると言わなければならないから、春日部市長に対

して(株)トライが応じるべき不当利得返還債務と同等の損害賠償を求めらるるものである。

以上のおりであるから、請求の趣旨記載の措置を求めて地方自治法第242条第1項に基づき監査請求に及んだ。

事実証明書一覧

- | | | |
|----|-------|------------------------------|
| 1 | 資料 1 | 春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要領(抜粋) |
| 2 | 資料 2 | 春日部市放課後児童クラブの管理に関する基本協定書(抜粋) |
| 3 | 資料 3 | 年度協定書(A・B・C) |
| 4 | 資料 4 | 指定管理者の業務に関する仕様書(抜粋) |
| 5 | 資料 5 | (株)トライ支援員就業規則(抜粋) |
| 6 | 資料 6 | 放課後児童クラブ支援員勤務時間別実態調査結果 |
| 7 | 資料 7 | 指定管理者募集の内容等に関する質問及び回答 |
| 8 | 資料 8 | 春日部市と(株)トライの第40条の確認文書 |
| 9 | 資料 9 | 「常勤」定義に変更に関する整理 |
| 10 | 資料 10 | 令和2年7月22日監査決定 |
| 11 | 資料 11 | 自治体の臨時・非常勤職員の身分取扱(第一次改定版) |
| 13 | 資料 12 | 春日部市と社協との間の精算合意 |

添付書類

- | | | |
|---|-----|-----|
| 1 | 資料 | 各1通 |
| 2 | 委任状 | 4通 |